

壱岐市立石田小学校いじめ防止基本方針

1 目的

心身の健全な成長が妨げたり、生命の安全を脅かしたりするいじめ事案を見逃さず、適切に指導して、未解決事案を0にする。

2 いじめに対する基本認識・定義

(1)基本認識

石田小学校では、以下のような基本認識をもっていじめ問題に臨む。
いじめは、 ①どの児童にも起こり得るものである。 ②人権侵害であり、決して許される行為ではない。 ③大人の気づきにくいところで行われていることが多く発見しにくい。 ④いじめられている側にも問題があるという見方は間違っている。 ⑤内容により、暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触する。 ⑥教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。 ⑦家庭教育の在り方に大きく関わりをもっている。 ⑧学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組まなければならない問題である。

(2)定義

石田小学校が定めるいじめの定義は以下の通りである。

内容	レベル
①冷やかし、からかい、悪口等	0 日常の関わりの中での言い合い 1 固定化された方向性 2 恒常化・長期化
②仲間はずれ、集団無視	0 何となくグループ化する(排他的ではない) 1 明確な意識・意図 2 恒常化・長期化
③ぶつかられる、叩かれる、蹴られる	0 日常の関わりやけんかの中での単発的な言動や行為 1 明確な意識・意図 2 固定化された方向性 3 恒常化・長期化
④たかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる	
⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる・させられる	
⑥パソコンや携帯電話による誹謗中傷等	

いじめ事案が発生した場合、またはいじめと思われるが事案が発生した場合は、すぐにレベルの見極めを行う。
レベル0であっても、全力で、迅速かつ適切に対応し、解決を図る。

3 いじめ防止のための諸対策

いじめ問題に取り組むにあたって、次のような手立てを「**迅速に・的確に・組織的に**」行う。

(1)「石田小学校いじめ防止委員会」の設置

①果たすべき役割

- 計画の策定や内容・見直しとそれらに関する提言
- いじめ防止に関する取組状況のチェック
- 具体的事例の検証
- 事例解決に向けての対応

- いじめに関する情報収集の窓口
- 家庭や地域への提言・呼びかけ

②構成員

- 校内委員(全教職員)
- 校外委員(石田小・中学校学校運営協議会)
※事例に応じて、臨時委員として石田駐在所所員への参加依頼

③会議開催計画

- 校内委員会(児童理解の会) 毎月1回開催
- 校外委員会 定例会 年間4回(6, 8, 1, 3月)
臨時会 必要が生じた場合には緊急に開催
※臨時委員については必要に応じて招聘

(2)いじめ防止に向けての具体的取組

①いじめ防止の取組の周知のために

- 年度始めPTA総会の場でのいじめ防止基本方針の配布と説明
- 本校ホームページへの掲載

②未然防止のために

- 授業づくり・学級づくりの充実 …………… (年間)
- 一人一人の気持ちの安定 …………… (年間)
- 望ましい言葉遣い、言動等の定着 …………… (年間)
(学校全体の生活目標、各学級の目標)
- 石田っ子の心を見つめる教育週間の取組の充実 (6月)
- 年間を通した人権宣言及び
人権週間の取組の充実 …………… (年間)
- 学校だより等による保護者への呼びかけ ……… (随時)
- 「石田っ子宣言」を通した啓発 …………… (6月)

③早期発見のために

- 日常の関わりを増やし、その中での観察・気づきの充実
※特に授業外の時間の観察を充実させる
- 各種の子どもの記録や声等の観察・気づきの充実
- 定例会(毎月1回)における情報交換・共有の充実
- 学級PTA等での情報収集・交換の充実(年間3回)
- 個人面談の実施(年間3回)
- 子ども理解支援シート記録(年間2回)
- いじめアンケート実施(年間3回)
- その他必要に応じた個人面談の充実

④迅速・的確・組織的に対応するために

- 報告、連絡、相談の徹底
- 発見から情報共有、方針決定、方針を受けた指導実施までの基本的な情報の流れ

発見者→同学年・生活指導主任・教務主任・教頭→校長 (対応策を協議・決定後) 校長→教頭→生活指導主任→担任・関係教諭・全職員 ※事例の内容やレベルによって柔軟に対応する。

- 具体的な指導の流れと留意点

把握した情報 ↓ 事実確認(一次) ↓ ↓ ↓ 事実確認(二次) ↓	※把握した情報は迅速に報告・連絡する。 ※被害者・加害者・関係者、それぞれから状況を入念に聞き取る。 (予想される内容に応じて複数の教員が、別室で行う等の工夫をする。) ※正直には言えない部分があることを前提にして、共感的な姿勢で聞き取る。 ※担当者が聞き取った内容をつき合わせて、より正確な事実を把握する。
---	--

指導方針決定 ↓ 指導 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	※校内委員会により指導方針を決定する。 指導内容・指導の役割分担・指導場所・指導時間・保護者への連絡等 ※児童の立場を理解して、教師の立場で指導する。 ※どのような理由があれ、いじめるような行為はしてはならないことを徹底する。 ※いじめは、内容によっては、警察等での指導を受けることになることをわからせる。 ※被害者については、今後も守ること、何かあったらすぐに知らせることを伝える。 ※決して繰り返さないこと等を含めて、加害者から被害者への謝罪をさせ、今後の過ごし方について指導する。
保護者への連絡 ↓ ↓ ↓	※正しくつかんだ事実関係及び指導内容について、正確に保護者に伝える。 ※保護者に対して、発生した事例を受けて、子どもに、保護者のどのような態度を見せることが再発防止につながるかを第一に考えることを指導する。 ※保護者間の関係調整については、必要に応じて介入する。
指導後の見守り	※一応の解決(基準は3か月間いじめ行為がない・心身の苦痛を感じない状態)を見た後も、関係児童を中心に見守り・見届けを継続する。 ※毎月の定例会でも、継続して情報共有を行い全職員で見守ることを徹底・継続する。

◆重大事案が発生した場合 以下の方法を取り、外部機関と連携しながら対応する。 ・臨時的いじめ対策委員会(校外委員)の開催 ※内容報告・対応策提案・意見聴取・協議 ※いじめ対策委員会等を通じて必要に応じて警察等、外部関係機関とも連携 ・壱岐市教育委員会への連絡 ※内容報告・対応策等に関する相談・指導 ※スクールカウンセラーの派遣依頼等
--

⑤ネットいじめ、SNS上のトラブルに対応するために

- 子どもを守るための所有・使用制限
※「SNSのSOSから子どもを守る石田ルール」の徹底
- 保護者の対応力の向上
※ネットの怖さ、知識もないまま使わせることは凶器を持たせることと同じであるという認識等に関する情報提供(随時)
※外部専門家による研修会の開催(必要に応じて)
※被害にあった場合の相談窓口の情報提供(随時)
- 児童のネットモラルに関する指導
※石田小学校情報モラルに関する指導のカリキュラムに基づいた指導の徹底

⑥教職員の発見力・対応力を高めるために

- 毎月1回の校内委員会を最も具体的・実践的な研修の場と位置づけ事例の見方、いじめの背景、児童の心理面に関する知見等の情報を共有する。
- 特に、8月、12月の会においては、管理職員は、「生徒指導提要」、「いじめ防止リーフレット」を活用して、いじめ防止に効果的と思われる情報を提供し、研修を深める。
- その他必要に応じて、校内研修を実施する。

⑦取組の改善のために

- 学校評価に、いじめ防止の取組の実施状況に関する評価項目を設け、定期的に評価を行い、取組の改善・充実を図る。